



『ひろしまレポート』について

核兵器の廃絶に向けた取組を進めるにあたっては、まずは核軍縮、核不拡散、核セキュリティに関する具体的な措置と、これらへの各国の取組の現状と問題点を明らかにすることが必要となる。これらを調査・分析し、人類史上初の核兵器の惨劇に見舞われた広島から発信することにより、政策決定者、専門家及び市民社会による議論を喚起し、核兵器のない世界に向けた様々な動きを後押しすることが、『ひろしまレポート』の目的である。

『ひろしまレポート 2025 年版—核軍縮・核不拡散・核セキュリティを巡る 2024 年の動向』は、へいわ創造機構ひろしま（事務局：広島県）令和 6 年度「ひろしまレポート作成事業」の成果物であり、（公財）日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センターが受託し、調査・執筆を行った。広島県が平成 23 年に策定した「国際平和拠点ひろしま構想」に基づく事業である『ひろしまレポート』は、平成 25 年より日本語及び英語で毎年刊行され、今回 13 度目の発表となる。

発行：へいわ創造機構ひろしま（HOPe）
〒730-8511 広島県広島市中区基町 10-52
広島県地域政策局平和推進プロジェクト・チーム内
<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/peace80/>
chiheiwa@pref.hiroshima.lg.jp

編集：公益財団法人 日本国際問題研究所 軍縮・科学技術センター
〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3-8-1 虎ノ門ダイビルイースト 3 階
<https://www.jiia.or.jp/>
info_cdast@jiia.or.jp

2023 年に続き、2024 年も、核軍縮の進展はほとんどなかった。核保有国は、核軍縮に関するコミットメントを実施するための努力を強化することなく、他方で実質的な核軍拡競争が着実に進んでいる。ロシアによるウクライナ侵略や地域的な緊張の高まりを背景に、核兵器使用リスクの脅威が増している。北朝鮮やイランの核問題も、解決に向けた糸口は見いだせなかった。極めて懸念される傾向が続いたにもかかわらず、核問題を巡る状況の悪化を抑制するには至らなかった。核問題を巡る亀裂は核保有国・非核兵器国間だけでなく、それ以上に核保有国間で深刻化し、核問題にかかる合意の形成を一層難しくした。

2024 年の核軍縮、核不拡散及び核セキュリティに関する主要な動向は下記のとおりであり、その状況は一層、厳しさを増している。

評価項目及び調査対象国

評価項目 (78 項目)	核軍縮 41 項目（核兵器保有数、国連総会での投票行動など） 核不拡散 19 項目（NPT への加入、IAEA との協力など） 核セキュリティ 18 項目（核物質の保有量、関連条約への加入など）
対象国 (34 カ国)	NPT 上の核兵器国 ：中国、フランス、ロシア、英国、米国 NPT 非締約国 ：インド、イスラエル、パキスタン 非核兵器国 核軍縮及び核不拡散：豪州、オーストリア、ブラジル、カナダ、エジプト、ドイツ、インドネシア、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、サウジアラビア、南アフリカ、スウェーデン、スイス、シリア、トルコ 核セキュリティ：豪州、ベルギー、ブラジル、カナダ、フィンランド、ドイツ、イラン、日本、カザフスタン、韓国、メキシコ、オランダ、ノルウェー、南アフリカ、スウェーデン、スイス、トルコ、アラブ首長国連邦（UAE） その他 ：北朝鮮*

* 1993 年及び 2003 年の北朝鮮による NPT 脱退宣言に対して NPT 締約国は同国の条約上の地位に関する解釈を明確にしていない一方で、北朝鮮は 2006 年、2009 年、2013 年、2016 年（2 回）、2017 年の計 6 回にわたって核爆発実験を行い、核兵器の保有を明言しているため、「その他」として整理した。

1. 核軍縮

核軍縮の停滞・逆行が続くなかで、そうした傾向を逆転させ、核軍縮を再活性化すべく、様々な取組や提案がなされた。しかしながら、核軍縮を巡る状況の悪化を止めるには至らず、核保有国によるさらなる核軍縮の合意や実施に向けた具体的な取組といった進展はほとんど見られなかった。

米国はロシア及び中国に、それぞれ二国間の核軍備管理協議を打診したが、進展しなかった。

核保有国は、引き続き国家安全保障における核抑止力の重要性にかかる認識を強め、核戦力の近代化を進めている。なかでも、中国による急速な核戦力の増強と核戦略の変更の可能性が指摘されている。核保有国と同盟関係にある非核兵器国も、提供される拡大核抑止を重視している。

核兵器の保有や使用などの法的禁止を定めた核兵器禁止条約（TPNW）の署名・批准国は漸増しているが、核保有国及びその同盟国は条約に署名しないとの方針を変えていない。

日本被団協のノーベル平和賞受賞

- 2024 年 10 月、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）が、ノーベル平和賞を受賞した。受賞理由には、「広島と長崎の原子爆弾の生存者（被爆者とも呼ばれる）による草の根運動の核兵器のない世界を実現するための努力と、核兵器が二度と使用されてはならないことを、証言を通じて示してきたことが評価された」ことなどが挙げられた。

- 12 月の授賞式における演説で、田中熙巳日本被団協代表委員は、核兵器の非人道性を訴え、廃絶の必要性を強調した。核の威嚇が続く現状に憤りを示し、次世代への継承の重要性を指摘するとともに、「核兵器禁止条約」の普遍化を呼びかけ、市民が核兵器の危険性を理解し、自国政府の核政策を変える力となることを強く求めた。

核兵器の保有数（推計）

- 総数は 12,121 発（推計）と漸減している一方で、退役したものを除いた核弾頭数（軍事的ストックパイル）、及び作戦部隊に配備されている核弾頭数は増加に転じたと見積もられている。
- 中国の核弾頭数増加のペースが加速化しており、1 年間に 90 発増加したとの推計が示された。インド、パキスタン及び北朝鮮は、10 年以上にわたって核弾頭数を漸増させている。

核兵器のない世界の達成に向けたコミットメント

- 「核兵器の廃絶」あるいは「核兵器のない世界」という目標に公然と反対する国はない。しかしながら、核保有国による核軍縮の着実かつ具体的な実施・推進は 2024 年もほとんど見られず、多くの非核兵器国はそうした状況への批判を強めた。
- 日本が主導して提案・採択された国連総会決議「核兵器のない世界に向けた共通のロードマップ構築のための取組」に対して、英国及び米国などを含

む 152 カ国が賛成した。他方で、中国、ロシア及び北朝鮮などが反対した。

核兵器の非人道性

- 「人道グループ」などを中心に非核兵器国は、NPT 準備委員会などの場で、核兵器の非人道性を主張した。
- 国連総会では、核兵器使用の多面的な影響について改めて検討するための国際的な科学的調査を行う「核戦争の影響に関する科学パネル」を設置するとした決議が採択された。

核兵器禁止条約 (TPNW)

- TPNW の締約国は、2024 年末時点で 73 カ国となった。
- TPNW 締約国・賛同国は、科学諮問グループ (SAG) を含め、2025 年の第 3 回 TPNW 締約国会議に向けて建設的に準備に取り組んでいるとした。
- 核保有国及び同盟国は、引き続き TPNW に反対している。日本は、第 3 回締約国会議について、前回に続いてオブザーバー参加に消極的な考えを示した。

核兵器の削減

- ロシアは 2023 年以降、新 START の履行停止を続けており、現地査察の受け入れ及びデータの提供を行っていない。新 START の数的制限に関する義務は遵守するとしているが、遵守状況は確認されていない。
- 核兵器の一層の削減に関する新たな具体的計画・構想を 2024 年に明らかに

した核保有国はなかった。米国は、ロシア及び中国に、それぞれとの二国間軍備管理協議を打診した。しかしながら、ロシアは米国の敵対的な方針を理由に拒否した。中国は、最大の核戦力を持つ米露のさらなる核兵器削減なしには核兵器削減プロセスには参加しないとの立場を繰り返し表明している。

- 核保有国は、いずれも核戦力の近代化を継続し、なかでもロシア及び北朝鮮は核弾頭搭載可能な各種の運搬手段の新たな開発・配備を積極的に推進している。中国による質的・量的な核戦力の強化も顕著で、米国は中国が 2030 年までに 1,000 発以上の運用可能な核弾頭を保有するとの見積もりを示した。

国家安全保障戦略・政策における核兵器の役割及び重要性の低減

- ウクライナへの侵略を続けるロシアは、2024 年も核恫喝を繰り返し、ロシアによる核兵器使用の可能性に対する強い懸念を国際社会にもたらした。また、核兵器使用に関するドクトリンを規定する「核抑止力分野における国家政策の基礎」を改定した。
- 北朝鮮は、核兵器の役割として戦争を抑止すること、並びに戦争の主導権を握ることを挙げ、核兵器の先行使用の可能性を明示するとともに、戦略的・戦術的両面から核戦力の強化を進めている。
- 先行不使用政策「唯一の目的」、消極的安全保証、拡大核抑止のいずれについても（ロシアによる若干の変更を除

き）各国の政策に顕著な変化は見られなかった。中国の最小限抑止や核兵器先行不使用といった政策に変化が生じつつあるとの指摘に対して、中国はそうした変更はないと主張している。

- ロシアは、ベラルーシへの拡大核抑止の供与を軍事ドクトリンにも記載した。また、ベラルーシに戦術核兵器を配備しているとされている。
- 2024 年 3 月、スウェーデンが NATO に正式に加盟し、加盟国は 32 カ国となった。ポーランドは、核共有の一環として同国領土に核兵器を配備する用意があると発言した。
- 日本及び韓国は、それぞれ米国と拡大抑止の強化に向けた取組を進めている。
- 5 核兵器国、あるいはストックホルム・イニシアティブに参加する非核兵器国などは、NPT 準備委員会などで核リスク低減のための措置について、様々な提案を行った。米中は ICBM 発射実験に際して、それぞれ他方を含む関係国に事前通告を行った。

警戒態勢の低減、あるいは核兵器使用を決定するまでの時間の最大化

- 核兵器の警戒態勢に関して、核保有国の政策に変化はなく、米露の戦略核兵器は高い警戒態勢のもとに置かれている。
- 中国が一部の核戦力を高い警戒態勢に置いているのではないかとの指摘に対して、中国はこれを否定している。

包括的核実験禁止条約（CTBT）

- CTBT の条約発効要件国 44 カ国のうち、6 カ国（中国、エジプト、イラン、イスラエル、ロシア、米国）が未批准、並びに 3 カ国（インド、パキスタン、北朝鮮）が未署名で、条約は依然として発効していない。
- 核兵器の保有を公表している国は、北朝鮮を除いて、核実験モラトリアムを宣言している。2023 年に CTBT の批准を撤回したロシアは、米国が核爆発実験を実施しない限り、自国も行わないとしている。
- 北朝鮮は核爆発実験の準備を完了しているとされるが、2024 年には実施しなかった。
- いくつかの核保有国は、未臨界実験やコンピュータ・シミュレーションなどといった爆発を伴わない核実験を実施していると見られる。

核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）

- ジュネーブ軍縮会議（CD）では 2024 年も、FMCT 交渉を開始できなかった。パキスタンは、核兵器用核分裂性物質の新規生産のみを禁止する条約の策定に、依然として強く反対している。FMCT に関する国連総会決議には、中国、イラン、パキスタン及びロシアが反対した。
- 日本は、FMCT に対する政治的機運を維持・強化するために「FMCT フレンズ」を立ち上げた（豪州、ブラジル、カナダ、フランス、ドイツ、日本、オランダ、

英国、米国など 12 カ国が参加)。9 月には FMCT フレンズのハイレベル立上げ会合が開催された。

- 中国、インド、イスラエル、パキスタン及び北朝鮮は核兵器用核分裂性物質生産モラトリアムを宣言していない。インド、パキスタン及び北朝鮮は核兵器用核分裂性物質の生産を続けていると見られる。また、中国が民生用として開発を進める高速増殖炉及び再処理施設を核兵器目的に利用する可能性も懸念されている。

核戦力、核兵器用核分裂性物質、核戦略・ドクトリンの透明性

- 透明性に関する核保有国の政策に大きな変化はなかった。
- 米国は、自国の核兵器保有数・廃棄数に関する機密解除情報を 2021 年 10 月に続いて 2024 年 8 月に公表した。
- 中国は、意図と政策の透明性が重要だと主張する一方で、保有する核戦力の種類・数などは一切公表していない。

核軍縮検証

- 米国のイニシアティブで発足した「核軍縮検証のための国際パートナーシップ (IPNDV)」は 10 周年を迎え、この間の活動から得られた重要な洞察に関する報告書が発表された。
- ロシアは、核軍縮検証の「普遍的」措置を区分して開発することは不適切だと批判し、戦略的状況を考慮せず具体的交渉なしに進めるべきでないと主張した。

不可逆性

- 米露は部分的ながら、戦略核運搬手段、核弾頭、余剰核分裂性物質の廃棄や転換を継続していると見られるが、具体的な実施状況は報告されなかった。

軍縮・不拡散教育、市民社会との連携

- NPT 準備委員会では、軍縮・不拡散教育、ジェンダーを含む多様性・包摂性、市民社会の参加の重要性が強調された。国連総会では、軍縮・不拡散教育や若者の関与のさらなる促進を求める決議「若者、軍縮及び不拡散」が無投票で採択された。
- 日本が資金拠出し、2023 年に開始された「ユース非核リーダー基金」の第 1 期のプログラムについて、2024 年には参加者が広島・長崎を訪問した。
- 核兵器の開発・製造などに携わる組織や企業などへの融資の禁止や、引揚げを定める国が出始めている。独自にそうした方針を定める企業も増えつつある。

広島・長崎の平和記念式典への参列

- 広島の式典には 109 カ国、長崎の式典には 100 カ国が参列した。他方、両市は、ロシアによるウクライナ侵略とこれへの支持を理由に、ロシア及びベラルーシを招待しなかった。また、長崎市は、イスラエルも招待しないと決定し、これに反発した G7 諸国（日本を除く）と EU は長崎での式典に大使級では参加しなかった。

2. 核不拡散

NPT の締約国は 191 カ国を数えるものの、核兵器を保有するインド及びパキスタン、並びに核兵器保有を否定しないイスラエルが、非核兵器国として NPT に加入する見通しは立っていない。

北朝鮮は、核兵器を放棄する意思はないと明言している。ロシアは北朝鮮との協力を拡大し、北朝鮮から兵員やミサイルの提供を受けている。国連安全保障理事会（安保理）の北朝鮮制裁委員会の専門家パネルは、ロシアの拒否権行使により活動を停止した。

イランは、米国による包括的共同行動計画（JCPOA）からの離脱（2018 年）への対抗措置として、合意で規定された義務の不履行を拡大している。

国際原子力機関（IAEA）追加議定書を締結する国は漸増しているが、依然として 30 以上の非核兵器国が未締結である。

核不拡散義務の遵守

- 北朝鮮の核問題の解決に向けた進展は見られなかった。北朝鮮は、核保有国の地位を決して放棄せず、むしろ強化しなければならないと言明し、積極的な核・ミサイル開発を継続している。
- 中国及びロシアは、安保理などの場で北朝鮮の核・ミサイル活動を擁護するような発言を繰り返した。
- イランは、JCPOA の規定を大きく超えて、濃縮度 20% 及び 60% の高濃縮ウラン（HEU）を含む濃縮ウラン保有量、

稼働する遠心分離機の数・性能などを高めている。2024 年 11 月の IAEA 理事会決議を受けて 60% 高濃縮ウラン生産拡大を開始した。

- 第 5 回「核兵器及び他の大量破壊兵器（WMD）のない東地域の設置に関する会議」に、イスラエル及び米国は引き続き参加しなかった。

国際原子力機関（IAEA）保障措置

- NPT 締約国である非核兵器国のうち、2024 年末時点で 143 カ国が IAEA 保障措置協定追加議定書を締結した。他方、ブラジルや一部の非同盟運動（NAM）諸国は、追加議定書による保障措置が NPT 上の義務ではないと主張している。
- IAEA は 2023 年末時点で、70 カ国に対して統合保障措置を適用した。また IAEA は 2024 年 6 月時点で、137 カ国について「国レベルの保障措置アプローチ（SLA）」を開発・承認した。
- イランは、IAEA 保障措置協定追加議定書の適用など、JCPOA 上の検証・監視措置を引き続き停止している。IAEA は、JCPOA 関連の検証・監視活動を 3 年半以上実施できなかった結果、遠心分離機などの生産と在庫に関する知識の連続性を失ったとしている。
- IAEA は、イランによる過去の秘密裏の核開発計画に関連すると疑われる 4 つの場所について、申告の正確性・完全性に関する問題が未解決であるとし、イランにさらなる明確化と情報の提供を求めている。

- 最初の研究用原子炉が完成間近であるサウジアラビアは、少量議定書（SQP）を破棄し、包括的保障措置協定の全面的な実施を決定したと述べ、2024年12月31日の発効に向けてIAEAとの間で合意が成立した。
- 豪州、英国及び米国（AUKUS）とIAEAは、豪州の原子力潜水艦導入にかかる核燃料への保障措置の実施に関して技術的な議論を開始した。中国などからは批判や懸念も示された。
- ロシアによるウクライナの原子力施設に対する攻撃・占拠により、IAEAは難しい保障措置活動を強いられている。

核関連輸出管理の実施

- 原子力供給国グループ（NSG）メンバーは、国内体制の整備を含めて概ね着実に適切に輸出管理を実施してきた。これに対して、途上国を中心に制度・実施の強化が必要な国も少なくない。
- 北朝鮮は、瀬取りやサイバー活動などによる違法調達や不法取引を継続している。また、ロシアは、北朝鮮からミサイルや兵員の提供を受けたとされる。これは安保理決議への明らかな違反である。
- 国連安保理北朝鮮制裁委員会の専門家パネルは、任期延長の決議に対するロシアの拒否権行使により活動を停止した。
- 中国はパキスタンへの原子炉の輸出を進めているが、NSGガイドライン違反が指摘されている。

原子力平和利用の透明性

- 中国は2018年以降、「プルトニウム管理指針」に基づく報告書を提出していない。英国と米国は毎年提出していたが、2024年は同年中の公表がなかった。

3. 核セキュリティ

ウクライナでは、ロシアによるザポリージャ原子力発電所の占拠が続いているほか、ウクライナ国内の原子力発電所に接続する送電網への攻撃が相次いでいる。こうした被害により、各施設の原子力安全と核セキュリティが損なわれかねない状況が続いている。

原子力施設に対するサイバー攻撃やドローンを用いた妨害破壊行為の脅威は、引き続き注視が必要である。核セキュリティのための人工知能（AI）活用とそれが核セキュリティにもたらすリスクが懸念されている。世界の兵器利用可能な核物質の在庫量について、高濃縮ウラン（HEU）の最小限化の取組が継続している。他方で分離プルトニウムは民生用の在庫量の増加傾向が続いている。

南アフリカが「核物質の防護に関する条約の改正（A/CPPNM）」を批准した。

2つの本調査対象国が「国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）」を受け入れた。

核物質及び原子力施設の物理的防護

- 世界の兵器利用可能な核物質の在庫量は、分離プルトニウムが非軍事用では日本と英国で減少した一方、軍事用

ではインドとイスラエルで増加した。HEU は前年との計算方法の違いにより在庫量が増加したが、調査対象国のうち複数の国で最小限化の取組が継続している。

- 本調査対象国 27 カ国中 20 カ国が依然としてテロリストにとって魅力的となりうる兵器利用可能な核物質を保有している。

核セキュリティ・原子力安全にかかる諸条約などへの加入及び国内体制への反映

- 南アフリカが A/CPPNM を批准した。
- 全ての関連条約で新たな批准があった。
- 「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告（INFCIRC/225/Rev.5）」に基づく措置の実施については、一部の国による新しい制度の導入や既存の制度の見直しに関する情報発信があった。

核セキュリティの最高水準の維持・向上に向けた取組

- 民生利用の HEU 最小限化について、ベルギーは医療用放射線同位体製造燃料の低濃縮ウランへの転換を完了した。日本も、国内の複数の施設の HEU を撤去した。カザフスタンとノルウェーが米国と技術開発協力を継続している。
- 日本と米国が IPPAS ミッションを受け入れたほか、ベルギーとフランスが 2027 年の受け入れ予定を表明した。スイスが新たに過去の IPPAS ミッション報告書の一部を公開した。

- IAEA 核セキュリティ国際会議が 4 年ぶりに開催された。過去の同会議で採択されてきた閣僚宣言は今回採択されなかった。G7 の不拡散局長級会合などによる活動が行われた一方、米露が共同議長を務める「核テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ（GICNT）」は、2022 年以降、すべての活動を一時的に停止したままである。核セキュリティ・サミット・プロセスから派生したイニシアティブについても内部脅威に関する活動を除き、活発な動きは見られなかった。

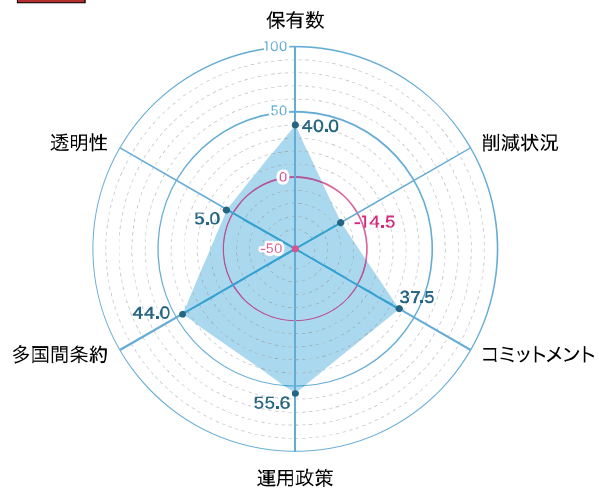
核兵器国による核軍縮の取組状況の6つのポイントによる分析

核軍縮を促進するためには、核兵器国による核兵器の削減や運用政策の変更、核軍縮につながる多国間枠組みへの積極的な関与、「核兵器のない世界」へ向けた取組（コミットメント）の強化、核戦力などに関する透明性向上の推進が不可欠である。これらのポイントについて各核兵器国の取組状況をレーダーチャートで示すと下記ようになる。中国については、削減への取組及び透明性、ロシア及び米国については核戦力のさらなる削減について改善の余地があると言えよう。フランス及び英国は、相対的にバランスのとれた形で核軍縮に取り組んでいることがうかがえるものの、核兵器の削減、「核兵器のない世界」に向けた取組の強化、及び運用政策の変更への課題が残る。

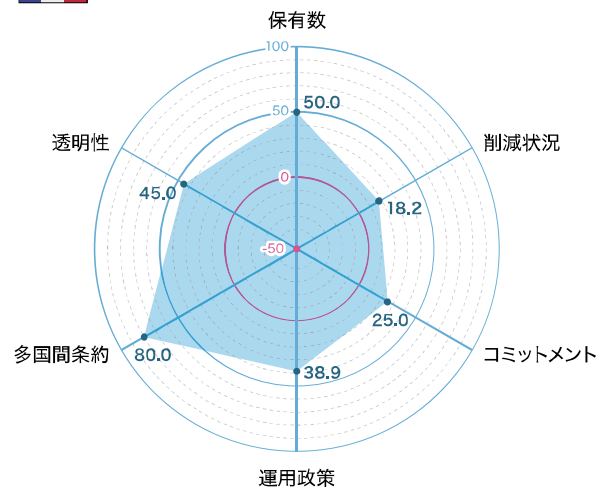
6つのポイントと評価項目の関係

6つのポイント	評価項目
核兵器保有数	核兵器の保有数
核兵器削減状況	核兵器の削減状況
「核兵器のない世界」に向けた取組 （コミットメント）	核兵器禁止条約（TPNW） 核兵器のない世界に向けた取組 核兵器の非人道性 軍縮・不拡散教育・市民社会との連携 広島・長崎の平和記念式典への参列
運用政策	核兵器の役割低減、警戒態勢の緩和
関連多国間条約の署名・批准状況、 交渉への対応など	包括的核実験禁止条約（CTBT） 核兵器用核分裂性物質生産禁止条約（FMCT）
透明性	透明性 検証措置 不可逆性

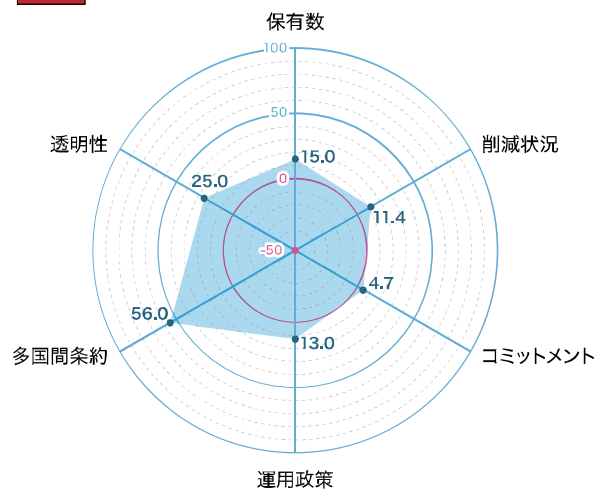
 中国



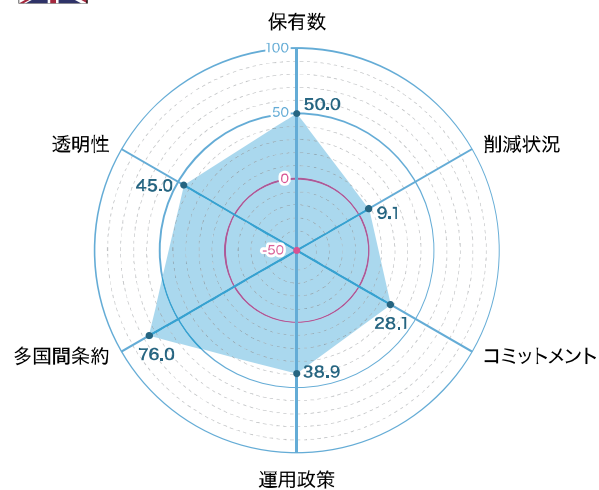
 フランス



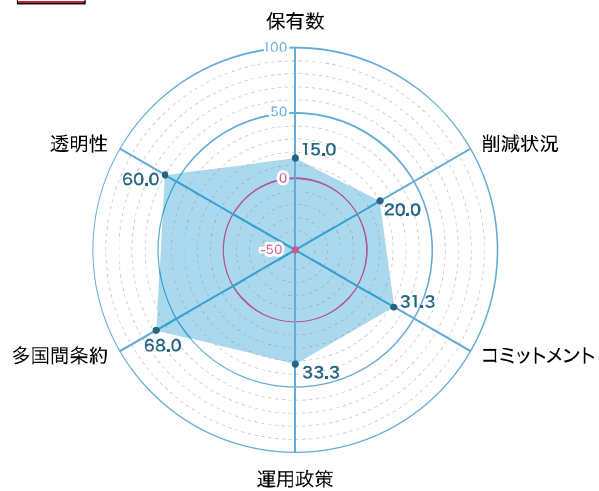
 ロシア



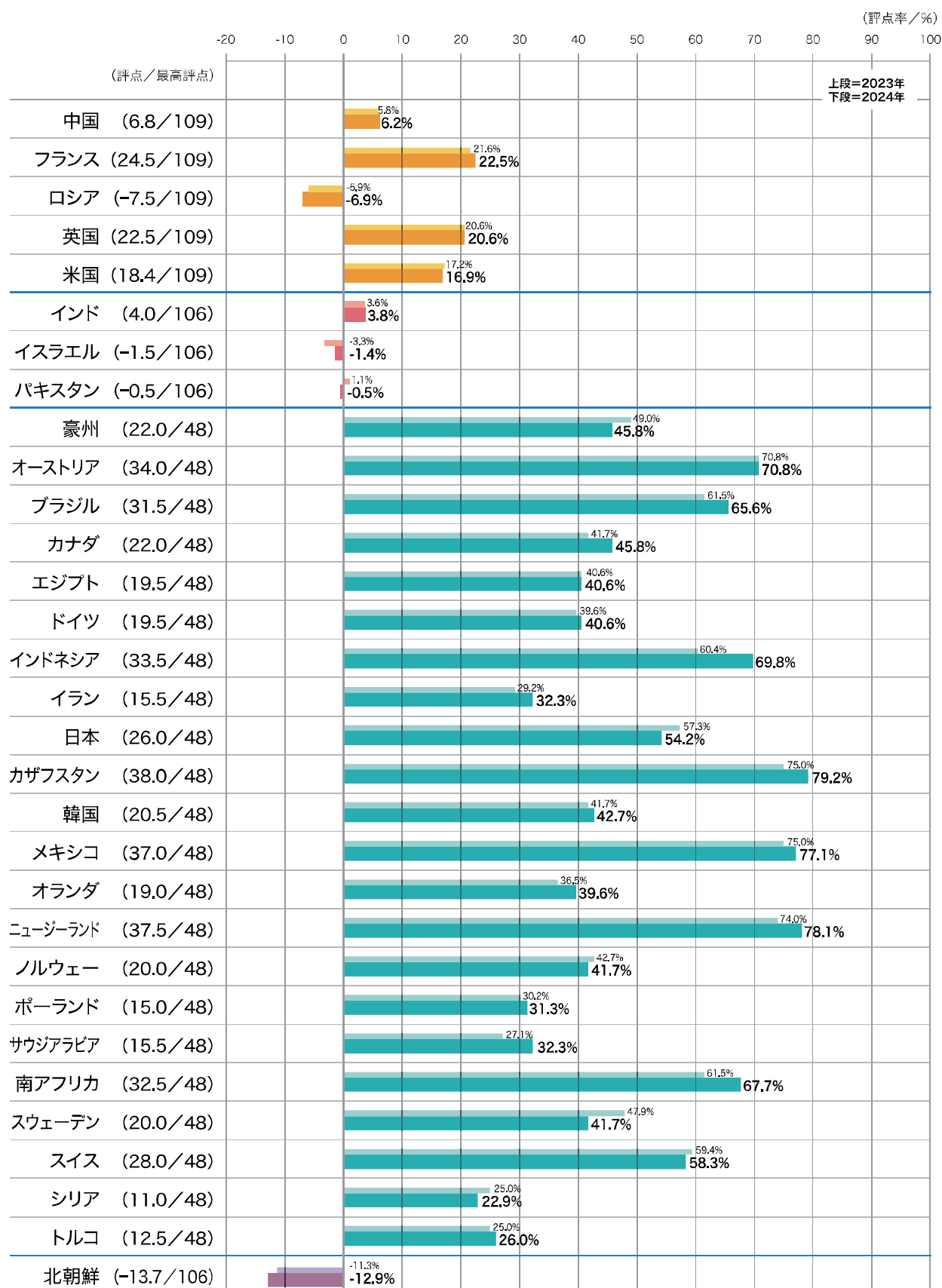
 英国



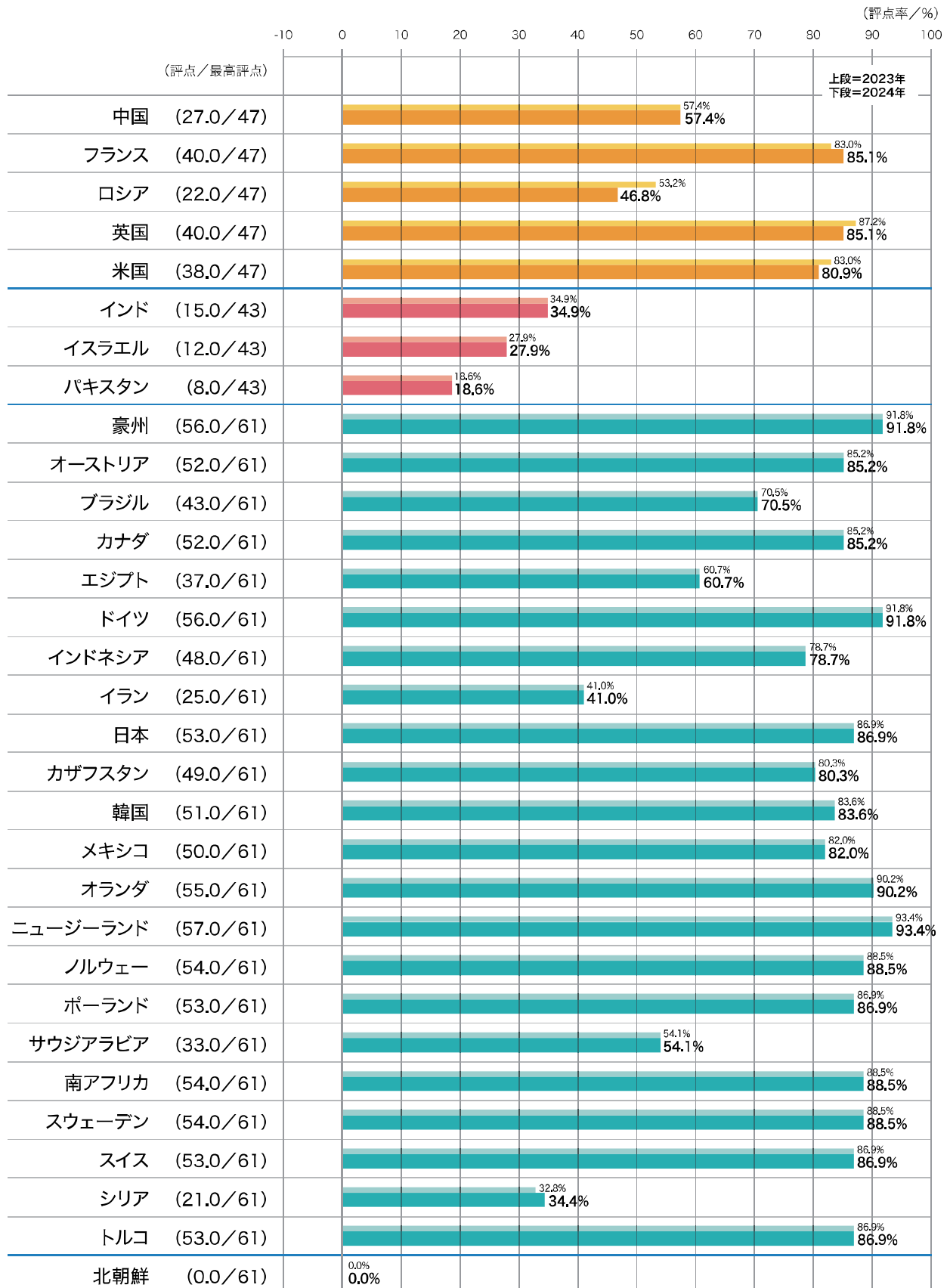
 米国



核軍縮



核不拡散



核セキュリティ

